議案第２９号

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部改正について

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例

上越市地域自治区の設置に関する条例（平成２０年上越市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「大字滝寺」を「大字滝寺の一部」に、「大字藤新田の一部、大字岩木の一部」を「大字岩木の一部」に、「大字土橋の一部、土橋」を「大字滝寺の一部、大字土橋の一部、土橋」に、「大字藤新田の一部、藤新田一丁目」を「大字藤新田、藤新田一丁目」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。